

平成 21 年 12 月 1 日

## 平成 21 年度第 3 期 行政評価等計画

総務省行政評価局は、「行政評価等プログラム」を策定し、これに基づき、政策評価及び行政評価・監視を重点的かつ計画的に実施しています。

政策評価及び行政評価・監視については、1 年を第 1 期から第 3 期までの 3 期に分けて期ごとに調査に着手することとしており、今回は、平成 21 年度第 3 期（平成 21 年 12 月から）の計画について公表します。

計 画 名	主要調査対象
① 児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）	内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省
② 食品流通対策に関する行政評価・監視－流通コスト縮減の取組を中心として－	農林水産省、経済産業省、国土交通省
③ 職員研修施設に関する調査（概況調査）	全府省

参考：「[平成 21 年度第 3 期 行政評価等計画](#)」<ポイント>

※ 計画に関するお問い合わせは、別添の「連絡先」又は以下の総務省HPまでお願いします。  
<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

## ① 児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）

### ○ 調査の背景

児童相談所における児童虐待相談対応件数の急増や虐待によって生命を奪われる児童が後を絶たないことなどから、虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務等を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）が制定された。しかし、その後も深刻な虐待事例が頻発している状況を踏まえ、平成16年には、同法及び「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）が改正され、国及び地方公共団体の責務等の強化、通告義務の範囲の拡大、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期すための規定の整備が行われた。また、同年に策定された「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）においても、「児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会」の実現等を目指し、虐待防止ネットワークを全市町村に設置すること等とされた。さらに、平成19年にも児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法が改正され、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置の採られた児童との面会又は通信の制限の強化、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化等が図られ、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童の保護・自立に向けた支援など児童虐待対応の各段階に応じた切れ目のない総合的な対策が行われてきている。

しかしながら、平成20年度における児童相談所（4月1日時点197か所）の児童虐待相談対応件数は4万2,664件であり、児童虐待の防止等に関する法律施行前の平成11年度1万1,631件の約3.7倍に増加しているとともに、虐待による死亡事例も依然として後を絶たない状況にある。

この政策評価は、児童虐待の防止等に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。

### ○ 主要調査項目と調査の視点

- 1 児童虐待の防止等に関する政策の現況  
児童虐待の防止等に関する各種施策・事業の実施状況等を把握・分析
- 2 児童虐待の防止等に関する政策の効果の発現状況  
各種施策・事業の実施により、児童虐待の防止等の効果が発現しているか等を分析

### ○ 主要調査対象

[調査対象機関] 内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省  
[関連調査等対象機関] 都道府県、都道府県警察、都道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、小中高等学校、関係団体等

### ○ 参考数字等

- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数：（11年度）1万1,631件 → （20年度）4万2,664件
- ・児童虐待による死亡事件の検挙件数及び被害児童数：（11年）43件、45人 → （20年）44件、45人

### ○ 連絡先：内閣、総務、厚生労働、防衛担当評価監視官 [杉浦]

電話(直通) : 03-5253-5453

FAX : 03-5253-5457

## ② 食品流通対策に関する行政評価・監視 ー流通コスト縮減の取組を中心としてー

### ○ 調査の背景

我が国は、供給熱量ベースで食料の6割を輸入に依存しており、しかも特定国への依存度が高いなど、食料供給構造には脆弱性が内在している。消費者ニーズに対応した質の高い食料を将来にわたって安定的に供給していくためには、生産から流通、消費に至る国内の食料供給をめぐる諸問題を解決し、国内農業の体質強化を図ることが急務となっている。

このため、担い手の育成・確保等による農業構造改革の加速化に併せて、流通段階を含む食料供給コストの縮減により、内外の競争に耐え得るよう価格競争力の強化を図るとともに、コスト縮減によって生じた利益を付加価値向上のための投資に振り向けるなど新たな経営展開を図っていくことが重要である。

農林水産省は、「21世紀新農政2006」（平成18年4月4日食料・農業・農村政策推進本部決定）において、国内農業の体質強化に向けた取組の一つとして、「食料供給コストを5年で2割削減」との目標が設定されたことから、平成18年9月13日、食品の生産・流通段階を対象とする「食料供給コスト削減アクションプラン」を策定し、上記の目標達成のため、卸売市場改革、物流効率化、多様な流通経路の形成の推進等の施策を実施している。

また、卸売市場の改革など流通構造の合理化に向けた社会基盤の整備、各種ガイドラインの策定等、行政として取り組むべき課題も多いことから、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）第3条第1項等に基づく「食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針」（平成19年農林水産省告示第492号）を策定し、平成23年度を目標として、流通機構の合理化のための構造改善等の施策を実施している。さらに、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第4条第1項に基づく「卸売市場整備基本方針」（平成16年10月1日）を策定し、平成22年度を目標として、卸売市場の再編等の措置に取り組んでいる。

上記のアクションプラン及び基本方針に基づく、食品の流通部門における効率化の効果が期待できる取組の促進により、流通の各段階におけるコストの縮減を着実に実現することが求められている。

本行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、関係機関による卸売市場の再編合理化、多様な流通経路の形成及び物流の効率化等による流通コスト縮減の取組の推進を図る観点から、その実態を調査し、関係行政の改善に資するため実施するものである。

### ○ 主要調査項目と調査の視点

- 1 卸売市場改革の実施状況  
卸売市場の再編・施設整備の実施状況等を調査
- 2 多様な流通経路の形成状況  
生産者と食品産業との連携、地産地消に係る事業の実施状況等を調査
- 3 その他  
集出荷施設の統廃合の状況、物流の効率化の取組状況等を調査

### ○ 主要調査対象

[調査対象機関] 農林水産省、経済産業省、国土交通省  
[関連調査等対象機関] 都道府県、市町村、関係団体等

### ○ 参考数字等

- ・食料自給率（供給熱量ベース）：41%（平成20年度）
- ・卸売市場数：中央卸売市場 76（平成21年10月1日現在）  
地方卸売市場 1,237（平成19年4月1日現在）
- ・卸売市場経由率の推移：青果物（平成10年度）74.3% → （18年度）64.6%  
水産物（平成10年度）71.6% → （18年度）62.1%
- ・農産物直売所の施設数：13,538（2005年農林業センサス）

○ 連絡先：農林水産・環境担当評価監視官 [椿] 電話(直通) : 03-5253-5437  
FAX : 03-5253-5443

### ③ 職員研修施設に関する調査（概況調査）

#### ○ 調査の背景

国の行政組織においては、減量・効率化の観点から、定員の合理化などの対策を講ずることが求められている。

このうち、特に、各府省の研修施設については、参議院決算委員会の平成 15 年度決算審査措置要求決議（平成 17 年 6 月 7 日）において、「政府は、国の行政組織等の減量・効率化を推進するに当たり、研修施設の職員数の削減、組織の統廃合・民営化、国有財産としての施設の縮小など、行政改革の観点から、すべての研修施設を総点検すべきである。さらに国家公務員の研修の在り方についても、抜本的に見直すべきである。」とされたところである。

各府省が設置している職員等の研修を担う施設は、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 8 条の 2 に基づく施設等機関としての文教研修施設のほか、本省内部部局、地方支分部局等に置かれている研修所等があり、その目的、設置形態、研修内容等は多種多様である。

この調査は、このように多種多様な各府省の研修施設の概況、研修の実施状況等を明らかにするとともに、民間企業、地方公共団体等における研修業務等の実施状況を把握し、研修施設の在るべき姿の検討とその見直しに資するために実施するものである。

#### ○ 主要調査項目と調査の視点

- 1 研修施設の概況  
各府省が設置している研修施設の概況等を調査
- 2 研修の実施状況等  
各府省の研修施設で実施している研修の実績等を調査
- 3 民間企業、地方公共団体等における研修業務等の実施状況  
各府省の研修施設との比較のため、民間企業、地方公共団体等における研修業務等の取組状況等を調査

#### ○ 主要調査対象

- [調査対象機関] 全府省  
[関連調査等対象機関] 民間企業、地方公共団体、独立行政法人

#### ○ 参考数字等

- ・ 国の行政組織等の減量・効率化の推進について（減量・効率化方針）  
研修・研究施設の組織・運営の効率化・合理化により、全府省で▲103 人（平成 20 年度）、▲279 人（平成 21 年度）の定員合理化

- 連絡先：規制改革等担当評価監視官 [千葉] 電話(直通) : 03-5253-5442  
FAX : 03-5253-5436